

新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申

平成16年10月

新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会

はじめに

新宿区議会は、平成14年5月に、各会派の代表による「議会のあり方検討会」を設置し、以来、多くの議会改革を行ってきた。同年、執行機関において不祥事が相次いだため、新宿区議会は、議決機関および区政の監視役としての区議会の責任を痛感し、同年10月に、自ら襟を正すとともに執行機関に対して区民の信頼回復に向けた全職員の意識改革と綱紀粛正を求める「区政の信頼回復に関する決議」を採択した。

このような改革の気運の中で、新宿区議会の地方分権・行政改革特別委員会は、平成15年9月に議会改革を進める小委員会を設置して議会改革についての調査検討を続ける一方で、同年10月に、「政治倫理条例を制定する」ことを決議した。同時に、「条例の制定にあたっては、学識経験者、公募による区民、区議会議員から構成される懇談会を設置し、基本的な考え方及び条例に盛り込むべき内容等について検討する」ことを決定した。

この決定により、平成16年4月に、新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会（以下「懇談会」という。）が設置されることとなった。

議長からの「新宿区議会議員政治倫理条例を策定するため、基本的な考え方、条例に盛り込むべき内容及びその他必要な事項」について検討を求めるという諮問に基づき、懇談会では、最初に政治倫理の基本的な考え方についてフリートーキングを行い、次に議会の役割と議員の責務、あっせん行為や働きかけの取り扱い、働きかけの文書化、審査機関の設置の是非などについて、実質9回に渡り真剣かつ活発な審議を行った。

こうした審議を通して、本懇談会は、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求める仕組みを創設するために、政治倫理条例を制定することで意見の一致をみた。

新宿区議会がこの答申の趣旨を尊重し、「新宿区議会議員政治倫理条例」を制定されるよう委員一同望むものである。

新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会
会長 吉 野 孝

目 次

条例制定にあたっての基本的な考え方.....	1
条例制定にあたっての基本的な考え方.....	1
条例に盛り込むべき内容、方向性.....	1
前文.....	1
目的.....	1
議会の役割.....	2
議員の責務.....	2
区民の責務.....	2
不正な影響力の行使の禁止（政治倫理基準）.....	3
依頼等を行なった場合の記録義務（政治倫理基準）.....	3
兼業の報告義務（政治倫理基準）.....	3
人権侵害行為の禁止（政治倫理基準）.....	4
審査機関の設立と活動について.....	4
「参考」	
（注1）（注2）（注3）.....	6
「資料」	
新宿区議会議員政治倫理審査会規程案.....	7

条例制定にあたっての基本的な考え方

条例制定にあたっての基本的な考え方

- ・ 近年の行政部優位の傾向の中で地方議会が形骸化しているという批判に応えるため、区政における議会のあり方を見直し、議会を活性化させることを目指す。
- ・ 地方分権と区民参画への流れに対応するため、区政における新しい議会像を模索し、議会の役割を再確認することを目指す。
- ・ 議員の自覚を促し、また、区民の理解を深めるため、これまで必ずしも明確に認識されていなかった議会の役割と議員の責務をより具体的に明示する。
- ・ 区民の議員に対する不信を取り除き、区民から信頼される議会を実現する方法として、情報公開の原則を重視する。
- ・ 多くの地方自治体で定められている議員の活動を詳細に規制する「禁止型」の条例ではなく、議員と区民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する「契約型」の条例を目指す。具体的には、一方において、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みを意図する。

条例に盛り込むべき内容、方向性

前 文

地方分権が進行する中で、新宿区議会は、区民から信頼される議会を目指し、議会のあり方を検討し、実際に多くの改革を実行してきた。しかしながら、議会が地方分権と区民参画の流れに対応し、区民からの一層の信頼をえるためには、議員と区民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する仕組み、すなわち、一方において、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みが必要である。ここに、その新しい仕組みを創設するために、政治倫理条例を制定する。

目 的

この条例は、議会の役割、議員と区民の責務を明確にし、政治倫理を確立するために議員として活動するさいに遵守すべき4項目の行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定め、さらに、区民が議員の活動について説明を求め、議員に説明を義務づける審査機関を設けることにより、議会が区民から信頼を得て、清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

議会の役割

- ・ 議会は、区民の意見、要望に耳を傾け、区民生活の実情を把握し、区政の共同運営者として政策を提案し、条例案や予算案等を議決し、区政全般が適正に行われているかを調査、点検、監視する。
- ・ 議会は、区民生活の向上と新宿区の発展を目指すことを使命とする。したがって、議会は、区民のさまざまな問題の解決と新宿区の将来を見据えた活動に努める。

議員の責務

- ・ 議員は、区政に関わる責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守し活動する。
- ・ 議員は、区民全体の代表として区政に関わる権能と責務を深く自覚するとともに、自ら研鑽を積み、資質を高め、品位を保ち、その使命達成に努める。
- ・ 議員は、自らの公約に掲げた政策の実現に努力するとともに、情報公開の原則に基づき、議会、議員の活動を積極的に区民に明らかにし、説明責任を果たす。
- ・ 議員は、法令を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求に屈しない。

区民の責務

- ・ 区民は、区民の代表たる議員に信頼を寄せ、議員が誠実に行動し、公約の実現に向けて努力することを期待する。
- ・ 区民は、議員に対し政治倫理を逸脱する行為を求めない。
- ・ 区民は、主権者としての自覚と誇りをもち、積極的に議会を監視し、議員・議会を通して区政運営に参画する。
- ・ 区民は、区民の代表たる議員の活動、政治姿勢に注目し、説明責任を果たすことを求める。

不正な影響力の行使の禁止（政治倫理基準）

- ・ 議員は、執行機関の職員（特別職を含む。）に対し、自己の権限又はその地位による影響力を行使して、公正な職務執行を妨げるような働きかけをしてはならない。

注 「公正な職務執行を妨げる」とは、「工事等の請負契約、物品の購入契約等の契約に関して、特定の業者を推薦し、又は紹介等を行うこと」、「職員（非常勤職員を含む）の採用、昇格、異動等の人事に関与すること」、「許認可、補助金その他の給付の決定に関与すること」などを想定しているが、個々に規定すると規定したものだけに限定されてしまうので、包括的な規定とする。

- ・ 出資団体及び指定管理者等（注１）の役職員に対しても同様とする。

依頼等を行った場合の記録義務（政治倫理基準）

- ・ 議員が執行機関の職員（特別職を含む）に意見を伝え、要望し、又は依頼をするとき（以下「依頼等をするときは」という。）は、文書で行わなければならない。

ア 議員は、当該文書を保存し、議員の職にある間、区民の閲覧に供する。

イ 公開の場等で行ったとき及び日常的軽易な事項（注２）は除く。

ウ 出資団体及び指定管理者等の役職員に対しても同様とする。

この他にも次のような意見があった。

- ・ 議員が執行機関の職員（特別職を含む）に口頭で意見を伝え、要望し、又は依頼をしたとき（以下「依頼等をするときは」という。）は、議員は、文書に記録し保存しなければならない。

ア 議員は、当該文書を、議員の職にある間、区民の閲覧に供する。

イ 公開の場等で行ったとき及び日常的軽易な事項は除く。

ウ 出資団体及び指定管理者等の役職員に対しても同様とする。

- ・ 依頼等をしたときの記録及び公文書としての保存は、執行機関の職員が行う制度の創設を執行機関に依頼する。

兼業の報告義務（政治倫理基準）

- ・ 議員は、議員となった時に、自ら事業を営んでいる場合又は次に掲げるいずれかに該当する法人その他の団体（区の出資団体等を除く。）（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監事、監査役、顧問若しくはこれらに準ずる職を兼ねている場合は、1ヶ月以内に議長に報告しなければならない。これらに変更があった場合（新たに営む場合、兼ねる場合を含む。）も同様とする。

ア 主として収益事業を営む法人等

イ 区の許認可が必要な事業を営む法人等

ウ 区から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

- ・ 兼業報告は、議員の職にある間、区民の閲覧に供する。

人権侵害行為の禁止（政治倫理基準）

- ・ 議員は、地位を利用した嫌がらせ、強制及び圧力並びに他の者が不快に感じる性的な言動（以下「セクシャルハラスメント」という。）等人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

審査機関の設立と活動について

政治倫理審査会の設置

議員が遵守すべき政治倫理の確立に向け、政治倫理に関する事項を審査するため、新宿区議会政治倫理審査会を設置する。

審査会の所掌事務

審査会は、審査の請求があった事案について審査し、報告し、または勧告する。また、政治倫理の確立のため必要とされる事項について、調査し、勧告し、または建議する。

審査会委員の組織・任期

審査会の委員は8人とし、うち3人を議員のうちから、うち3人を区民のうちから、うち2人を政治倫理に関して識見を有する者のうちから、議長が委嘱する。委嘱にあたって、原則として男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満とならないようにする。また、審査会の委員の任期は2年とする。

区民の審査請求権

- ・ 区民は、議員が不正な影響力の行使の禁止、依頼等を行なった場合の記録義務及び兼業の報告義務の各政治倫理基準に違反する行為並びに法令（条例、規則を含む。）に違反した行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の12分の1以上の議員または満20歳以上の区民100人の連署をもって、議長に審査を請求することができる。
- ・ 何人も、議員からセクシャルハラスメント等人権侵害を受けたときは、議長に議員の審査を請求することができる。

議長は、審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならない。

政治倫理違反等の審査

審査会は、議長より審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。

審査会は、議長より審査を求められたときから60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。

審査会は、審査の申立をされた議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

議員の協力義務及び弁明

当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。

当該議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求することができる。また、当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

弁明書が提出された場合は、議長は審査結果の公表にあたり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

審査結果の尊重

新宿区議会は、審査会から報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回

復するために必要と認められる措置（注3）を講ずるものとする。

委任

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

「参考」

(注1) : 土地開発公社、文化国際交流財団、勤労者福祉サービスセンター、社会福祉事業団、障害者就労センター、生涯学習財団、社会福祉協議会、シルバー人材センター等

(注2) : 例示 : 道路の補修、街灯の球切れ、ゴミの撤去、区民への情報提供等

(注3) : 議長による注意、問責決議、勧告決議

「資料」

新宿区議会議員政治倫理審査会規程案

目的

この規程は、新宿区議会議員政治倫理条例第 条に規定する政治倫理条例審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

会長

審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

招集

審査会は会長が招集する。

会議および議事

会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 審査会の会議は公開とする。但し、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは非公開とすることができる。

委員の除斥

審査会の委員は、自己に関係のある事件については、その審査に加わることはできない。

庶務

審査会の庶務は、議会事務局が担当する。

新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会 審議状況

回	開催日	主な内容
第1回	平成16年4月21日	政治倫理の基本的な考え方
第2回	平成16年5月7日	地方議会、議員の役割及び権限について
第3回	平成16年5月28日	議会の役割、議員の役割について
第4回	平成16年6月4日	議員個人の役割と倫理（責任）について
第5回	平成16年7月16日	議員の役割と責任...あつせん行為や働きかけの考え方について」
第6回	平成16年7月30日	文書化に関する考え方（範囲、主体、文書にならない問題の処理）
第7回	平成16年8月20日	審議会のあり方、財産公開、兼業・兼職の届出、公平で民主的なルール、問責制度、議員活動の報告など
第8回	平成16年9月3日	起草委員会報告及び審議
第9回	平成16年10月15日	新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申（案）の審議
第10回	平成16年10月29日	答申(案)の審議、答申を議長に提出

第1回 起草委員会	平成16年9月1日	答申起草案についての協議
第2回 起草委員会	平成16年9月13日	答申起草案についての協議
第3回 起草委員会	平成16年10月15日	答申案についての協議

新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会名簿

(敬省略・五十音順)

氏 名	所 属	備 考
吉野 孝	早稲田大学政治経済学部教授	会 長
堀川 未子	弁護士、区法律相談員	副会 長
石黒 之俐子	区民（公募）	委 員
うるしばら 順一	区議会議員	委 員
小野 栄子	区民（公募）	委 員
志田 雄一郎	区議会議員	委 員
武山 隆	区民（公募）	委 員
田中 のりひで	区議会議員	委 員
とよしま 正雄	区議会議員	委 員
なす 雅之	区議会議員	委 員
根岸 紘一	議会事務局長	委 員
古山 聡子	区民（公募）	委 員
水田 勝博	区民（公募）	委 員
宮坂 俊文	区議会議員	委 員
山田 敏行	区議会議員	委 員
渡部 優子	議会事務局次長	委 員